

今治市が発注する工事にかかる 現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて

平成 30 年 6 月 13 日改訂

今治市契約課

このことについて、次のとおり取扱いますので通知します。

- 第 1** 現場代理人の取扱いについて …………… P 1
- 1 現場代理人の配置要件及び請負者との雇用関係について
 - 2 現場代理人の常駐に係る緩和について
 - 3 現場代理人兼務のための手続きについて
 - 4 契約変更等によって、引き続いて現場代理人を兼務することができなくなる場合について
 - 5 現場代理人の変更について
 - 6 現場代理人の配置期間について
 - 7 災害復旧工事の発注に伴う現場代理人の取扱いについて
 - 8 その他
- 第 2** 主任技術者、監理技術者の取扱いについて …………… P 6
- 1 主任技術者又は監理技術者の配置要件及び請負者との雇用関係について
 - 2 主任技術者の専任に係る緩和について
 - 3 主任技術者兼務のための手続きについて
 - 4 監理技術者等の変更について
 - 5 監理技術者等の配置期間について
 - 6 その他

第1 現場代理人の取扱いについて

1 現場代理人の配置要件及び請負者との雇用関係について

(1) 現場代理人の配置要件について

今治市では、建設工事請負契約約款において、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、一部の権限を除き請負契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができるとしています。

よって、工事の現場に配置する現場代理人は、他の工事の現場代理人及び、他の工事の主任技術者又は他の工事の監理技術者いずれとも、原則として兼務は認められません。

ただし、同一工事に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼務することはできます。

(2) 営業所専任技術者について

営業所専任技術者は、現場代理人として配置することはできません。

(3) 現場代理人と請負者の雇用関係について

現場代理人として配置するためには、契約日（一般競争入札の場合は公告日）前日以前に、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることが条件となります。

当該雇用関係を証明する書類（社会保険証の写し又は雇用証明書）を添付した「現場代理人、主任（監理）技術者について（通知）」を契約課、監督員にそれぞれ1部提出してください。

2 現場代理人の常駐に係る緩和について

(1) 1の(1)に記載のとおり、現場代理人には工事現場への常駐を求めています。平成28年6月1日から当分の間、低入札価格調査対象者が落札した工事を除き、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼務を認めます。

(ア) 現場代理人を兼務できる工事は、国、愛媛県、市町、民間等いずれかが発注する工事であること。

(イ) 今治市以外の発注工事と兼務を希望する場合は、当該発注機関の承諾を事前に得ておくこと。

(ウ) 兼務ができる工事は、契約しようとする工事を含み3件までとする。

(ただし今治市以外の工事を兼務する場合は、2件までとする。)

- (エ) 請負金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ)が3,500万円未満(建築一式工事の場合は7,000万円未満)であること。
 - (オ) 兼務しようとする工事現場が共に今治市内であるか、または、現場間の移動距離が30分以内であること。
 - (カ) 入札公告、特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の表記がないこと。
 - (キ) 発注者又は監督員が求めた場合には、携帯電話等を通じ、工事現場等に速やかに向かう対応を常時、確実におこなえること。
 - (ク) 安全管理・工程管理により一層の配慮ができること。
- ※ 上記の要件を全て満たしている場合でも、適切な施工が確保できない等の理由により兼務が認められない場合があります。

(2) 主任技術者の兼務が認められた工事について

建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼務が認められた工事(請負金額3,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)の工事であり、工事現場相互の間隔が10km以内の近接した工事)においても同様に、現場代理人の兼務を2件まで認めます。

(3) 工場製作を含む工事について

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む複数の工事が、全て同一工場で工場製作のみが行われている期間は、現場代理人について当該工事との兼務を認めます。

3 現場代理人兼務のための手続きについて

(1) 「2 現場代理人の常駐に係る緩和について(1)及び(2)」の場合

ア 手持ち工事及び兼務を希望する工事が共に今治市発注工事である場合

- (ア) 現場代理人の兼務を希望する場合は、落札決定後、契約までに速やかに「現場代理人兼務届(様式1)(以下「兼務届」という)に必要事項を記載し、契約課へ原本を1部提出してください。

※「現場代理人・主任技術者兼務承認報告書(様式3)(以下「兼務承認報告書」という)」を提出する必要はありません。

- (イ) 契約課の案件と今治市水道部の案件を兼務する場合、兼務を希望する工事が契約課案件の場合は契約課に、兼務を希望する工事が水道部

案件の場合は水道部総務課に「兼務届」を提出してください。

また、手持ち工事、兼務を希望する工事が共に水道部の案件であれば、水道部総務課に「兼務届」を提出してください。

※ 「兼務承認報告書」を提出する必要はありません。

イ 手持ち工事が今治市以外の発注工事であり、兼務を希望する工事が今治市発注工事である場合

(ア) 現場代理人の兼務を希望する場合は、落札決定後、契約までに速やかに「兼務届」に必要事項を記載し、契約課へ原本及び原本の写しをそれぞれ1部提出してください。内容を受理した場合は、受付印を押印した「兼務届」の写しを請負者へ配付します。

(イ) 今治市以外の発注工事の発注機関に兼務の承認を得た場合は、直ちに、「兼務承認報告書」を契約課に1部提出してください。

(ウ) 今治市以外の発注工事について、変更契約等により「兼務承認報告書」の内容に変更が生じた場合は、直ちに「現場代理人・主任技術者兼務承認報告書(変更)(様式4)(以下「兼務承認報告書(変更)」という)を契約課に1部提出してください。

ウ 手持ち工事が今治市発注工事であり、兼務を希望する工事が今治市以外の発注工事である場合

(ア) 現場代理人の兼務を希望する場合は、今治市以外の発注工事の落札決定後、直ちに「兼務届」に必要事項を記載し、契約課へ原本及び原本の写しをそれぞれ1部提出してください。内容を受理した場合は、受付印を押印した「兼務届」の写しを請負者へ配付します。

また「兼務届」と併せて、「兼務承認報告書」を契約課に1部提出してください。

(イ) 今治市以外の発注工事の発注機関に兼務の承認を得た場合は、直ちに、「兼務承認報告書」を契約課に1部提出してください。

(ウ) 今治市以外の発注工事について、変更契約等により「兼務承認報告書」の内容に変更が生じた場合は、直ちに「兼務承認報告書(変更)」を契約課に1部提出してください。

(2) 「2 現場代理人の常駐に係る緩和について(3)」の場合

工場製作期間に現場代理人の兼務を希望する場合は「現場代理人兼務届(様式1-2)工場製作期間用」に必要事項を記載し、契約課へ原本を1

部提出してください。

※兼務する工事は、いずれも現場代理人の常駐を要しないとする期間について、打合せ簿など書面により明確にしてください。

4 契約変更等によって、引き続いて現場代理人を兼務することができなくなる場合について

- (1) 契約変更により、現場代理人の兼務を認められた工事のどちらかが請負金額 3,500 万円以上（建築一式工事の場合は 7,000 万円以上）になった場合は、引き続いて現場代理人を兼務することはできません。

ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定による要件を満たす場合は、「主任技術者兼務届（様式 2）（以下「主任技術者兼務届」という）」を提出し、内容を受理された場合は、引き続き兼務を認めるものとします。

※契約変更後の請負金額が上記の金額未満の場合でも、工事の内容、請負業者の施工能力等により、引き続いて兼務することを認めないことがあります。

- (2) 現場代理人を兼務することにより、不十分な施工管理体制、事故の発生等、請負契約の適正な履行を妨げる事象が生じた場合、または生じる恐れがある場合は兼務を認めないことがあります。

5 現場代理人の変更について

請負契約の適正な履行を確保するため、現場代理人の死亡、傷病や退職、転勤等、真にやむを得ない場合以外は、現場代理人の変更は原則認めません。

やむを得ない場合により現場代理人の変更を希望する場合は、「現場代理人、主任（監理）技術者の変更について（通知）」を契約課に提出してください。当課にて変更の可否等の確認を行います。

※「他の入札に参加するため、手持工事の進捗状況により現場代理人の配置替を行うため」等は変更の理由として認められません。

ただし、工場製作を含む工事の場合は、工場製作から現場施工に移行する際に現場代理人を変更できるものとします。この場合は、「現場代理人・主任（監理）技術者の変更について（通知）」に必要事項を記載し、契約課へ原本を 1 部

提出してください。

※変更時期は工程上一定の区切りと認められる（工場製作期間と現場施工期間を明確に区別できる）時点とし、受発注者間の協議により変更を可能とします。

6 現場代理人の配置期間について

- (1) しゅん工時の請負金額が 130 万円以上の工事
着工日から、当該検査の工事完成検査済証の通知を受けた日まで。
- (2) しゅん工時の請負金額が 130 万円未満の工事
着工日から、当該工事検査を完了した日まで。

7 災害復旧工事の発注に伴う現場代理人の取扱いについて

- (1) 災害復旧工事に係る現場代理人の兼務については、契約課ホームページに掲載している「災害復旧工事の発注に伴う現場代理人の取扱いについて」をご覧ください。
- (2) 災害復旧工事の現場代理人と、それ以外の工事の現場代理人の兼務は3件までとします。（ただし今治市以外の工事と兼務する場合は2件までとします。）

8 その他

- (1) 水道工事における責任技術者の配置について
水道工事においては、今治市がおこなう資格試験に合格した「水道工事責任技術者」を、現場代理人又は主任（監理）技術者として配置しなければなりません。

第2 主任技術者、監理技術者の取扱いについて

1 主任技術者又は監理技術者の配置要件及び請負者との雇用関係について

(1) 主任技術者又は監理技術者の配置要件について

建設工事を請負った場合、金額の大小、元請、下請に関わらず、主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という）を配置する必要があります。

また、建設業法第26条第3項により、工事1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置する、監理技術者等はその工事に専任しなければなりません。**（低入札価格調査対象者が落札した工事の場合は、請負金額にかかわらず、その工事への専任が求められます。）**

ただし、工場製作を含む工事の場合、工場製作期間において配置する監理技術者等は当該工事への専任を要しません。（現場施工期間において配置する監理技術者等は、当該工事への専任を要します。）

なお、工場製作期間において非専任の監理技術者等を配置できるのは、本工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合に限りです。この場合、「主任技術者兼務届」を提出する必要はありません。

(2) 監理技術者の配置について

1件の工事にかかる下請契約金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になる場合には、監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 営業所専任技術者について

営業所専任技術者は、専任が求められる監理技術者等として配置することはできません。（ただし、施工箇所が今治市内にあり、かつ、専任を要しない工事であれば、監理技術者等として配置は可能です。）

(4) 監理技術者等と請負者の雇用関係について

工事現場に配置する監理技術者等は、契約日（一般競争入札の場合は公告日）以前に、請負者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが条件となります。

当該雇用関係を証明する書類（社会保険証の写し又は雇用証明書）を添付した「現場代理人、主任（監理）技術者について（通知）」を契約課、監督員にそれぞれ1部提出してください。

2 主任技術者の専任に係る緩和について

1の（1）に記載のとおり、工事1件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に配置する主任技術者には、工事現場ごとに専任が求められます。（**低入札価格調査対象者が落札した工事の場合は、請負金額にかかわらず、その工事への専任が求められます。**）

ただし、平成28年6月1日から当分の間、**低入札価格調査対象者が落札した工事を除き**、次の（ア）から（オ）までの全ての要件を満たす場合は、主任技術者の専任について緩和します。

- （ア） 主任技術者を兼務できる工事は、国、愛媛県、市町、民間等いずれかが発注する工事であること。
- （イ） 今治市以外の発注工事と兼務を希望する場合は、当該発注機関の承諾を事前に得ておくこと。
- （ウ） 兼務が可能な工事は、契約しようとする工事を含み2件までとする。
- （エ） 工事現場相互の間隔が、10 km以内の近接した工事であること。
- （オ） 入札公告、特記仕様書等に主任技術者の兼務を認めない旨の表記がないこと。

3 主任技術者兼務のための手続きについて

（1） 手持ち工事及び兼務を希望する工事が共に今治市発注工事である場合

（ア） 主任技術者の兼務を希望する場合は、落札決定後、契約までに速やかに「主任技術者兼務届」に必要事項を記載し、契約課へ原本を1部提出してください。

※「兼務承認報告書」を提出する必要はありません。

（イ） 契約課の案件と今治市水道部の案件を兼務する場合、兼務を希望する工事が契約課案件の場合は契約課に、兼務を希望する工事が水道部案件の場合は水道部総務課に「主任技術者兼務届」を提出してください。

また、手持ち工事、兼務を希望する工事が共に水道部の案件であれ

ば、水道部総務課に「主任技術者兼務届」を提出してください。

※「兼務承認報告書」を提出する必要はありません。

(2) 手持ち工事が今治市以外の発注工事であり、兼務を希望する工事が今治市発注工事である場合

(ア) 主任技術者の兼務を希望する場合は、落札決定後、契約までに速やかに「主任技術者兼務届」に必要事項を記載し、契約課へ原本及び原本の写しをそれぞれ1部提出してください。内容を受理した場合は、受付印を押印した「主任技術者兼務届」の写しを請負者へ配付します。

(イ) 今治市以外の発注工事の発注機関に兼務の承認を得た場合は、直ちに「兼務承認報告書」を契約課に1部提出してください。

(ウ) 今治市以外の発注工事について、変更契約等により「兼務承認報告書」の内容に変更が生じた場合は、直ちに、「兼務承認報告書(変更)」を契約課に1部提出してください。

(3) 手持ち工事が今治市発注工事であり、兼務を希望する工事が今治市以外の発注工事である場合

(ア) 主任技術者の兼務を希望する場合は、今治市以外の発注工事の落札決定後、直ちに「主任技術者兼務届」に必要事項を記載し、契約課へ原本及び原本の写しをそれぞれ1部提出してください。内容を受理した場合は、受付印を押印した「主任技術者兼務届」の写しを請負者へ配付します。

また「主任技術者兼務届」と併せて、「兼務承認報告書」を契約課に1部提出してください。

(イ) 今治市以外の発注工事について、変更契約等により「兼務承認報告書」の内容に変更が生じた場合は、直ちに「兼務承認報告書(変更)」を契約課に1部提出してください。

4 監理技術者等の変更について

「監理技術者制度運用マニュアルについて(最終改正平成28年12月19日国土建第349号)」に基づき、監理技術者等の死亡、傷病や退職、転勤等、真にやむを得ない場合以外は、監理技術者等の変更は原則認められないこととなっています。

やむを得ない理由により監理技術者等の変更を希望する場合は、「現場代理

人、主任（監理）技術者の変更について（通知）」を契約課に提出してください。当課にて変更の可否等の確認を行います。

※「他の入札に参加するため、手持工事の進捗状況により監理技術者等の配置替を行うため」等は変更の理由として認められません。

ただし、工場製作を含む工事の場合は、工場製作から現場施工に移行する際に監理技術者等を変更できるものとします。この場合は、「現場代理人・主任（監理）技術者の変更について（通知）」に必要事項を記載し、契約課へ原本を1部提出してください。

※変更時期は工程上一定の区切りと認められる（工場製作期間と現場施工期間を明確に区別できる）時点とするほか、変更前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限り、受発注者間の協議により交代を可能とします。

5 監理技術者等の配置期間について

- (1) しゅん工時の請負金額が 130 万円以上の工事
着工日から、当該検査の工事完成検査済証の通知を受けた日まで。
- (2) しゅん工時の請負金額が 130 万円未満の工事
着工日から、当該工事検査を完了した日まで。

6 その他

- (1) 水道工事における責任技術者の配置について
水道工事においては、今治市がおこなう資格試験に合格した「水道工事責任技術者」を、現場代理人又は監理技術者等として配置しなければなりません。
- (2) 監理技術者等の異動の際の届出について
監理技術者等に雇用、退職等の理由により異動があった場合は、速やかに「建設工事及び物品購入等入札参加資格変更届」に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、契約課に提出してください。
- (3) 低入札価格調査対象者が落札者となった場合の配置技術者の増員及び専

任配置について

技術者の専任が義務づけられている請負代金額 3,500 万円以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者（以下「基本配置技術者」という）とは別に、同等の要件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という）を、専任で 1 名現場に配置するものとします。

工場製作期間を含む工事について、基本配置技術者については、同一工場内で他に兼務する工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う場合に限り、工場製作期間のみ兼務（非専任配置）を認めます。

なお、増員配置技術者については、契約に適合した施工を確実にするため、工場製作期間及び現場施工期間ともに、専任で配置するものとします。

請負代金額 3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置するものとします。

工場製作期間を含む工事については、同一工場内で他に兼務する工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う場合に限り、工場製作期間のみ兼務（非専任配置）を認めます。